

半田市最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市が発注する建設工事の入札における最低制限価格制度の適用について必要な事項を定める。

(対象とする工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とすることができる建設工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 制限付き一般競争入札に付す建設工事

(2) 指名競争入札に付す1件当たりの設計金額が130万円を超える建設工事

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、対象となる競争入札の予定価格を算出する基礎となった次の各号に掲げる額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額 10分の9.7

(2) 共通仮設費の額 10分の9

(3) 現場管理費の額 10分の9

(4) 一般管理費等の額 10分の6.8

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。

(最低制限価格の公表時期)

第4条 最低制限価格は、入札による落札者決定後に公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。